

平成27年7月定例教育委員会会議録

○日 時 平成27年7月22日(水) 午後3時～午後4時14分

○場 所 櫛引庁舎・教育委員室

○出席委員 1番 毛呂 光一(委員長職務代理者)

2番 難波 信昭(教育長)

3番 佐藤 清美

4番 佐竹 美津子

5番 田中 芳昭(委員長)

欠席委員 なし

○傍聴人 4名

出席議事説明職員氏名

教育部長	小細澤 充	管理課長	石塚 健
学区再編対策室長	本間 明	学校教育課長	中野 洋
学校教育課指導主幹	成澤 和則	社会教育課長	佐藤 正哉
社会教育課文化主幹	岡部 信宏	中央公民館長	太田 アイ
スポーツ課長	小杉 良則	図書館長	佐藤 巖
学校給食センター所長	太田 功		

出席事務局職員氏名 管理課庶務主査 鶴見美由紀

会議次第

1. 開会

2. 市民憲章唱和

3. 会議録署名委員の指名

4. 議事日程

日程第1 議第18号 鶴岡市立学校設置条例の一部改正について(継続審議分)

日程第2 議第23号 平成28年度使用鶴岡市立小学校教科用図書の採択について

日程第3 議第24号 平成28年度使用鶴岡市立中学校教科用図書の採択について

日程第4 議第25号 平成28年度使用鶴岡市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

日程第5 議第26号 鶴岡市公民館設置及び管理条例の一部改正について

5. 報告事項

(1) 平成27年度第19回日韓青少年夏季スポーツ交流事業について

(2) その他

6. 閉会

開 会（午後3時）

- 委員長           ただ今から7月の定例教育委員会を開会する。最初に市民憲章唱和を行う。（社会教育課長が先唱し、市民憲章唱和）
- 本日の会議録署名委員は、3番佐藤委員にお願いする。
- 委員長           それでは、議事に入る。議第18号鶴岡市立学校設置条例の一部改正（継続審議）について説明をお願いする。
- 学区再編対策室長    前回6月定例教育委員会において上程され、継続審議となっていた議第18号鶴岡市立学校設置条例の一部改正について、改めて提案理由とその内容についてご説明申し上げます。
- 本議案については、鶴岡市立羽黒第三小学校、羽黒第四小学校の2校が平成28年4月1日に統合し、校名を鶴岡市立広瀬小学校として学校の位置を現羽黒第三小学校の位置に設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、市議会に提案方を市長に依頼するものである。
- 同じく、鶴岡市立温海小学校、五十川小学校、福栄小学校、山戸小学校の4校が平成28年4月1日に統合し、校名を鶴岡市立あつみ小学校として学校の位置を現温海小学校の位置に設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、市議会に提案方を市長に依頼するものである。
- 前回6月の定例教育委員会においては、条文の改正方法に羽黒地域と温海地域、さらには温海地域の学校間で一部表記に差異があったことから、地域間、学校間で均衡を図るべきではないかとの委員のご意見を踏まえ、事務局として再検討した結果、両地域、全学校とも同一の表記方法に統一し、今回改めて提案させていただくものである。
- （条文の内容について別紙により説明がなされた）
- 委員長           6月の定例教育委員会議の時にいろいろご意見をいただいたわけであるが、今回の議案について何か質問はないか。私からであるが、前回は条例改正の手法上のことであったが、今回の改正に関しては法制上の課題は全部クリアされているのか。
- 学区再編対策室長    前回は、提案した改正条文案において表形式で校名変更と削除箇所を表記した部分と、文章のみにて表記した部分が混在していたわけであるが、今回はすべて文章表記に統一している。この件については、法制執務上、今回の表記方法への変更により問題は生じないとの確認を法令担当部署より行っている。
- 委員長           他に質問、意見はないか。ないようなので、議第18号についてご異議ないか。
- 各委員           異議なし

委員長

異議なしとして、議第18号は可決された。それでは次に、議第23号平成28年度使用鶴岡市立小学校教科用図書の採択について説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課より、議第23号から議第25号までについて説明申し上げます。本議案3件については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条、14条の規定により、来年度使用する教科用図書の採択について、教育委員会の議決を行い県教育委員会に報告するものである。

まず、議第23号小学校の教科用図書については、平成26度に採択され平成27年度から30年度までの4年間継続使用することとなり、別紙一覧のとおり可決くださるようお願いする。

次に、議第24号中学校の教科用図書については、来年度から4年間使用する教科用図書の採択の年度となり、県教育委員会から指定された本市と庄内町、三川町の1市2町の教育委員長、教育長及び保護者代表等によって構成される田川地区教科用図書採択協議会を開催し採択することとなっている。このたびの採択協議会は5月18日、7月17日の2回開催し、十分な協議を経て別紙のとおり採択案を決定したところである。

(種目毎に採択理由について説明がなされた)

次に、議第25号小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、別紙一覧のとおり議決をお願いします。これらの教科用図書は、特別支援学級の児童の実態に合わせて、使用可能な教科用図書を大枠として採択し、採択された別紙一覧の中から、各学校で適切な教科用図書を使用できるようにするものである。具体的には、次の4つの場合がある。1つ目は先に説明した当該学年使用の教科用図書を使用する場合、2つ目は下学年の教科用図書を使用する場合、3つ目は文部科学省作成の☆印の教科用図書を使用する場合、4つ目は別添の一般図書を使用する場合(学教法附則第9条)となる。

以上、議第23号から議第25号まで説明させていただいた。よろしくご審議の上ご可決くださいますようお願いする。

委員長

ただいま説明された議第23号から議第25号までについて、一括して審議する。最初に教科書採択に係る質問等はないか。それでは最初に私から質問するが、開かれた採択にするため、採択の公正・中立を保つため採択協議会で配慮した点があればお知らせ願いたい。

学校教育課  
指導主幹

まず、教科書展示についてであるが、多くの市民から閲覧していただき、意見を寄せていただくために、展示会場を夜間や土日でも閲覧が可

能になる中央公民館に変更した。

また、意見書には氏名や住所を記載する欄をなくし、気軽に自由に書けるよう配慮した。このことにより、今回は教員より一般の方々が多く閲覧するとともに、意見書を出す方も多くいた。

また、開かれた採択にするために、これまで情報公開請求に対し非開示としていた採択協議会の会議録を今回から開示することとした。採択協議会自体の傍聴については、公平性と中立性を確保する観点から、また、静謐な協議環境を確保する観点から従来どおり認めてはいない。

そして、研究員の氏名についても、採択の公平性と中立性を確保する観点から非公開にしている。なお、採択協議会の委員や研究員の方々に対しては、公平・中立の立場で調査・研究・選定すること、採択協議会や研究員会で話し合われたことについて、勝手に外部に漏らすことがないようにすること、教科書会社からの接触等に十分に留意することを確認したところである。

委員長

他に、質問はないか。

1 番委員

教科書展示会を通していろいろな意見があったと思うが、採択協議会ではどのような取り扱いをされたかを教えていただきたい。

学校教育課  
指導主幹

教科書展示会で教科書を閲覧いただいた後、田川地区の一般の方々、教員の方々から合わせて約70通の意見書が提出された。意見書の内容としては、それぞれの教科書に対する個人の意見、各教科書の特性を比較したもの、生徒の実態をとらえて検討しているものなど様々であった。

協議会ではこれらの意見を委員の方々から目を通していただき、選定の際には、それぞれの教科ごとにこの意見書と研究報告書を照らし合わせながら協議を行い、意見書は委員の方々の判断材料の一つとして活用させていただいたところである。

委員長

他に質問はないか。

3 番委員

今回の教科書の改訂で社会科の公民だけ変わるということによろしいか、それ以外変更になったものはないかの再確認と、社会科の公民が変わった理由を教えていただきたい。また、変わったことにより、学校現場にどんな影響があるのかどうか教えていただきたい。

学校教育課  
指導主幹

今回の採択協議会において選定されたもので、現在使用している教科書会社に変更になったものは、社会の公民だけである。その理由としては、題材の配列が生徒にとって学び易く興味関心をもって主体的に学習できる構成になっていること。また、資料が豊富で、多角的多面的な視点から活用できる資料が掲載されているとともに、「公民にチャレンジ」というコーナーを設け、生徒が自ら調べ考えることができる工夫があり、

思考力、判断力、表現力を高めるために効果的であること、そして、何よりも社会科の研究員を務めていただいた学校現場の社会科教員の方々の多数が、田川の生徒を指導しやすい教科書であるという判断をしたことによるものである。

委員長 よろしいか。

3 番委員 まずは、生徒達に解りやすいという学校現場の意見が多かったということか。

学校教育課 そうである。

委員長 他に、質問はないか。

4 番委員 北方領土や尖閣諸島問題、また竹島問題など、領土問題はどのように扱われているのか、また、4年経過したわけであるが、東日本大震災についてはどのように取り上げられているのか伺いたい。

学校教育課長 まず、領土問題についてであるが、現在使用している教科書では、北方領土については社会科の全分野で記述があるが、尖閣諸島や竹島の記述は半数程度にとどまっていた。今回の改訂では、社会科の全教科書で竹島と尖閣諸島が記述されている。これは、領土問題への関心の高まりや、教科書作成の指針となる学習指導要領の解説書が昨年1月に改定され、地理、歴史、公民の全てで指導するよう明記されたためとみられる。地理と公民の教科書では「日本固有の領土」であることを記述しており、歴史の教科書においては、日本が尖閣諸島や竹島を編入した経緯の記述が多く見られるようになった。

次に、東日本大震災についてであるが、教科書を見ると、東日本大震災をはじめ、台風や土砂災害など深刻な自然災害が多発している現状を受け、各社とも防災教育に力を入れていることが伺える。例えば社会科の地理では、津波が起こる仕組みや被害とともに、減災への取り組みとして各地で見直しが進む「防災マップ」を取り上げている。また、社会科の公民では、自助・共助・公助の視点から災害への対応と防止を考えさせる学習を設定している。そして、技術・家庭科では、防災意識を高めることや防災の担い手としての行動を学ぶ教材として、東日本大震災の被災地の中学生の思いや取り組みを掲載している。このように、各社とも防災教育の充実等のために、被災者の心情に配慮しながら、東日本大震災を取り上げている。

委員長 よろしいか。その他質問はないか。

1 番委員 今般、児童、生徒の学力低下についていろいろ問題になっているが、今回の採択協議会において何か学力低下について配慮したことがあればお知らせ願いたい。

学校教育課 指導主幹	現在、田川地区の中学生の学力については、基礎的・基本的な内容の理解は全国平均以上になされていると言えるが、身についた知識や技能を活用することを通して育成される思考力・判断力・表現力については、更なる向上を図ることが課題となっている。また、学力の上位層を更に伸ばすことも課題となっている。このことをふまえ、採択協議会では、調査研究の観点として、思考力・判断力・表現力を育成するための工夫や応用・発展問題の取り扱いについて取り上げ、田川地区の生徒の実態に合った教科書を選定していくように配慮したところである。
委員長	他に質問はないか。なければ、意見はないか。ないようなのでお諮りする。議第23号平成28年度使用鶴岡市立小学校教科用図書の採択についてご異議はないか。
各委員	異議なし
委員長	議第23号は異議なしとして可決された。次に、議第24号平成28年度使用鶴岡市立中学校教科用図書の採択についてご異議ないか。
各委員	異議なし
委員長	議第24号は可決された。次に議第25号平成28年度使用鶴岡市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてご異議ないか。
各委員	異議なし
委員長	異議なしとして、議第25号は可決された。次に議第26号鶴岡市公民館設置及び管理条例の一部改正について説明をお願いする。
社会教育課長	議第26号鶴岡市公民館設置及び管理条例の一部改正について説明申し上げる。この度の改正は鶴岡市温海公民館の廃止に係わる改正である。温海公民館については、鶴岡市行財政改革大綱に基づく実施計画において示された公民館の機能、運営についての見直しの方針により、これまで行政主導で行ってきた生涯学習事業を自治組織や関係団体がより具体的に取り組む環境を整えて、その機能を維持、強化する方向で検討を行ってきたものである。また、温海公民館を併設している温海ふれあいセンターについても市民の文化向上とスポーツレクリエーションの利用に供して、福祉と健康の増進を図ることを設置目的としたものであるが、施設の管理運営を地域の団体が行うことにより、活動がより活発になり施設自体の利用も増大することが期待できることから、指定管理者による管理運営に移行する考えである。指定管理者として想定している団体の構成員としては、地元の自治会、老人クラブや婦人会、芸術文化協会や体育協会、スポーツクラブであり、それぞれの分野のノウハウやアイデアなど柔軟な活用が期待されることから、公民館の講座に係る事業についても指定管理業務とすることで、地域の課題解決に適した公民館の

機能の強化を図ることができると考え、温海ふれあいセンターを指定管理者による管理運営に移行するのに合わせ、公民館を廃止することとするものである。これまで、温海庁舎総務企画課が担当し、地元関係者へ説明会を実施してまいった。その状況であるが、今年3月には温海地域地区公民館運営協議会の委員に対する説明会、翌4月には自治会長、及び各地区自治会への説明会を経て、5月上旬にかけ社会教育団体への説明会を開催している。また、6月17日には、自治組織や社会教育団体の代表者を構成員として、温海ふれあいセンターの指定管理者制度導入に向けた新組織の設立準備委員会を設置している。これまで第2回の委員会を開催し、第3回目の委員会を8月上旬に開催する予定になっており、新組織の必要性や役割等について基本的な合意を得る段階に至っている。現在は生涯学習の普及と豊かな地域づくりを目的とする新組織を8月下旬を目途に設立するため、会則や組織体制、事業計画等を検討して準備を進めているところである。

なお、当面指定管理者が行う公民館講座に係る業務として想定しているものは、現在公民館で行われている市民大学講座「赤かぶ大学」、国際理解講座「エンジョイワールド」、青年講座などを想定しているが、これら以外の青少年教育事業、家庭教育推進事業、温海文化祭等の芸術文化振興事業、青年団体や女性団体芸術文化団体等への活動支援事業、地区自治会事業などは引き続き、温海庁舎総務企画課の社会教育課併任職員が担当して行っている。

以上のことから、温海公民館の廃止を内容とする鶴岡市公民館設置及び管理条例の一部改正について市議会の提案方を市長に依頼するものである。

(条文に沿って改正内容の説明がなされた)

委員長

ただいま説明いただいた鶴岡市公民館設置及び管理条例の一部改正について質問はないか。

3番委員

地域の方に丁寧な説明をして進めていると思うが、指定管理者が来年の4月からということで、指定管理者はいつ頃決まる予定なのかということ、中央公民館と櫛引公民館が残るわけだが、この他の公民館が指定管理となる予定があるのかどうか教えていただきたい。

社会教育課長

温海公民館を廃止した後の温海ふれあいセンターの指定管理者についてであるが、今現在、新たな組織づくりの検討が行われており、来月上旬に第3回目の新組織設立準備委員会において基本的な合意をいただいたうえで、8月27日に設立の評議員会を開催し、指定管理者となりうる新しい組織を設立する予定であると伺っている。新しい組織が設立

した後に条例の改正を経て指定管理者の選定手続きに入り、来年4月からの指定管理を進めてまいりたい。

温海公民館が廃止された後に、公民館として残るのは、鶴岡市中央公民館と櫛引公民館になるわけであるが、現在のところ管理運営について指定管理者制度を導入するという議論はされていない。

委員長

よろしいか。

3番委員

8月27日以降に指定管理者が決まるということで、公民館に関しては一般市民の方が多く来られるので、地元の団体をお願いしたいのと、市の方から移るわけなので、一定の期間指導も願います。

社会教育課長

ご提案ありがとうございます。繰り返しになるようだが、新しい組織の構成としては、第1地区から第4地区までの自治会の方、老人クラブ連合会の方、温海地域の婦人会・芸術文化協会・体育協会・スポーツクラブネクサス、有識者という形で、社会教育、生涯学習に関わる方々、地元の自治組織の方々をメンバーとして理事会を構成し、最終的な意思決定をする評議委員会も同様の団体の代表から選出した形で構成すると伺っているので、地元の方々が多目的に使える施設となるように事業の企画も指定管理者のなかで行っていただき、公民館としての社会教育施設にとどまらない多様な使い方を期待しているところである。

委員長

他に質問、意見はないか。なければ、議第26号鶴岡市公民館設置及び管理条例の一部改正について可決してよろしいか。

各委員

異議なし。

委員長

異議なしとして、議第26号は可決された。次に報告事項に入る。最初に平成27年度第19回日韓青少年夏季スポーツ交流事業について説明をお願いします。

スポーツ課長

スポーツ課より日韓青少年夏季スポーツ交流事業と先日温海で行われたトライアスロン大会での事故について報告申し上げます。

最初に第19回日韓青少年夏季スポーツ交流事業についてであるが、この事業は8月16日から22日まで実施され、目的としては2002年のワールドカップサッカー大会の日韓合同開催の決定を機に、幅広い年齢層を対象に各種のスポーツ交流を実施することにより、日韓両国の親善と友好をより一層深め、両国のスポーツ振興を図ることを目的に実施されている。交流方式は、日韓両国の団員が互いの国を訪問する相互交流方式となっており、期間は派遣と受け入れの双方とも8月16日から22日までの7日間となっている。交流競技は、サッカー、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントンの5種目で、参加する選手、指導者はスポーツ少年団、もしくは各競技団体からの推薦者となっ

ている。派遣される日韓両選手団、受け入れする日韓両選手団については、それぞれ本部役員すべて入れて218名で構成されている。

今年度の派遣は、山形県と千葉県の選手・指導者218名となっており、山形県からはサッカーとバレーボール2種目の選手・指導者98名が派遣される予定である。なお、昨年度は秋田県が受け入れをしており、派遣された秋田県と山形県の選手・指導者218名のうち、山形県からはバスケットボール、卓球、バトミントンの3種目の選手・指導者112名が参加している。今年度山形県では本市が受け入れするわけであるが、今回で19回目を数えるこの事業で、初めて県庁所在地以外の都市での受け入れとなっており、本市としても全面的に県体育協会に協力し、鶴岡流のおもてなしで歓迎したいと考えている。

スポーツ競技以外でも、交流会や施設見学等が計画されており、韓国選手団の皆様からは本市の豊かな自然や文化、さらには食文化にも触れていただき、美味しい鶴岡を満喫していただきたいと思っている。

次に、7月19日温海地域の鼠ヶ関で開催された第30回温海トライアスロン大会において人身事故が2件発生している。直接の担当は温海庁舎総務企画課であるが、スポーツイベントということでスポーツ課から報告する。最初に、温海トライアスロン大会について補足説明させていただく。委員の皆様もご存じの通りトライアスロン競技は水泳、自転車、長距離走の3種目の合計タイムを競う競技となっている。温海の競技距離については、オリンピックと同じショートディスタンスで行われており、水泳が1,500メートル、自転車が40キロ、長距離走が10キロの合計51.5キロとなっている。また、温海トライアスロンの場合、個人の部とリレーの部があり、個人の部は一人で3種目行うが、リレーの部は3人でそれぞれの種目を行いリレーするものとなっている。今回の参加者は個人の部が272名、リレーの部が33チームとなっている。事故に遭われました方はこのリレーの部で水泳に参加した鶴岡市在住の48才の男性である。発見された時点で既に意識はなく心配停止の状態であり、荘内病院に向かったが昼頃に溺死による死亡が確認されたものである。30回を数える大会で初めての死亡事故となっている。

次に、同じ大会の自転車の転倒事故であるが、この方は今大会のゲスト選手として個人の部に参加した41才の男性で、2種目の自転車競技中（自転車競技は片道10キロを2往復するコース）、2度目の平沢折り返し地点で転倒し、頭部を打ち眉間から出血が見られたことから、荘内病院まで搬送されている。この方は病院で全治3週間という診断をされ、精密検査のため一泊し20日の朝の検査でも異常がなく、午前中に退院

し午後の便で東京の方に帰京している。以上、スポーツ課より 2 点報告申し上げた。

委員長

ただいま 2 点報告あったが、質問はないか。

2 番委員

日韓親善スポーツ交流事業についてであるが、日韓関係は随分改善しつつあるとはいえ、この前の世界遺産の認定に関してもいろいろあったことから、今後、安倍首相の戦後 70 年の談話如何によって、この交流事業がとん挫してしまうのではないかと心配をしているが、その点についてはどうか。

スポーツ課長

日韓両国との青少年の交流については、政治を入れないという姿勢が見られる。子ども達の交流は今まで 19 回あったが、政治的なことでごたごたした際に成年の交流は中止しているが、この青少年の日韓交流は中止していないということから、政治的なことがこの交流に影響はないと判断している。

委員長

よろしいか。その他質問はないか。なければ、報告事項のその他として何かないか。

社会教育課長

社会教育課から 4 点報告させていただく。最初に、公民館条例の一部改正に関連することとして、温海ふれあいセンターの設置及び管理条例についてである。もう 1 点は来月開催される鶴岡地域以外の各地域の成人式についてのお願いである。3 点目は文化会館の緞帳に関することであり、4 点目は善宝寺の登録有形文化財についてである。

鶴岡市温海ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正であるが、市議会 9 月定例会へ市長が提出する案件として、市長の補助執行として教育長が専決することになっている鶴岡市温海ふれあいセンターの設置及び管理条例の一部改正について説明させていただく。

このたびの改正は、先ほどの公民館条例の説明と重複するところがあるが、温海ふれあいセンターの指定管理に関わる改正である。温海ふれあいセンターについては、地域活動がより活発となり、施設自体の利用も増大することが期待できることから、地域の団体を指定管理者とする管理運営に移行するものである。併せて公民館条例の改正の議案でご説明申し上げたように、これまで公民館で行ってきた事業の一部を指定管理業務とすることから、第 1 条の設置に係る条文の他、所要の改正を行うものである。

(改正内容について、別紙資料により説明がなされた)

次に、平成 27 年度の鶴岡市各地域の成人式の開催についての報告とお願いである。今年も鶴岡地域以外の地域の成人式をお盆の時期に開催する。(対象者は平成 6 年の 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日に生まれた方

で、開催日等について別紙により説明がなされた)

なお、鶴岡地域については、年明けの1月10日(日)に昨年度と同様、グランドエルサンを会場に開催する予定としている。

6月定例教育委員会で文化会館の建設計画については説明させていただいたところであるが、ホール内の舞台ステージに設置する緞帳について多方面から様々な話が聞こえてきていることから、改めて新文化会館の緞帳について説明させていただく。

新文化会館の舞台には、緞帳はないと思われる市民がおられるとお聞きしているが、当初計画においても緞帳は設置することで計画している。ただし緞帳にも種類があり、当初計画では本緞帳ではなく、全国的な傾向や経費を考慮し上下左右に開閉できる引き割り緞帳の設置を計画していたところである。その後、各方面から本緞帳を設置してほしいとの要望もあり、改めて県内外の施設等へ利用実態を確認するなどし、現在庁内では本緞帳を導入する方向で調整を進めているところである。本緞帳は引き割り緞帳に比べると高額になることから資金をどのように調達するかなどを含め関係団体とも相談しながら検討を行い開館に向けて整備してまいりたいので、よろしく願います。

続いて善宝寺の登録有形文化財答申について報告申し上げる。国の文化財登録制度は、歴史的建造物を幅広く後世に継承していくため、国及び地方公共団体の文化財指定制度を補完する制度として平成8年に文化財保護法に指定された制度である。本制度では50年以上経過した建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として保存し、緩やかな規制の下で保存していただくとともに、まちづくりや観光などに積極的に活用されることが期待されているものである。7月17日開催の国の文化審議会において建造物に係る登録有形文化財の登録について文部科学大臣に答申されている。全国で195件、県内で11件、そのうち鶴岡市では善宝寺の竜王殿、五百羅漢堂、竜華庵、五重塔、山門、総門の6棟の建造物が答申されている。これら善宝寺の建造物は、同寺が行った建造物の調査報告書を受け文化庁の担当調査官が現地調査を実施し、その結果歴史ある寺院の信仰の形態を表す歴史的建造物であると評価されこの度の答申になったと聞いている。県内の状況を申し上げますと、山形市の旧山寺ホテル、上山市の旧長谷川製糸所の繭蔵、遊佐町の龍頭寺の本堂など3棟で、県内の登録文化財は162件、鶴岡市では18件となる。現時点では、文化審議会からの答申があったという段階であるので、今後、文化庁が必要な手続きを進め、官報で告示しその後所有者等へ登録書、登録プレート交付ということで、正式な決定までは約半年程かかる

と伺っている。

委員長

ただいま4件の報告があったが、質問はないか。

2番委員

善宝寺の答申は良かったと思うのだが、4月、5月に話題となった出羽三山神社と善宝寺の油のシミの問題で、京都とかは成分分析がきちんとできたようであるが、出羽三山神社と善宝寺のシミの成分分析について及び文化財のシミを今後修復する予定があるのかどうか把握しているか伺いたい。

社会教育課  
文化主幹

先日県から調査依頼があり、所有者である善宝寺、出羽三山神社に調査分析について行う予定があるのか、行う予定があるのであれば県が来るとの話があったが、その時点では特に修復の予定はないとのことであった。今後、県で修復にあたっての補助についてなど、成分が分かり次第お知らせすると伺っているので、当事者の方には逐次連絡申し上げたいと思っている。

委員長

よろしいか。その他に報告事項はあるか。ないようであれば、これをもって7月の定例教育委員会を終了とする。

閉 会 (午後4時15分)